

狭い道路を広げて もっと愉快な毎日を

ご協力ください 狹い道路拡幅整備

皆さんの住んでいる地域に狭い道路はありませんか。
市では、市民の皆さんが住宅新築などの際に道路を整備して、
安心して暮らせるまちづくりを進めています。
建築指導課(632)2557



「狭い道路」のココが問題

- 1 非常に消防車や救急車が通れない
- 2 日当たり・風通しなど生活環境に悪影響
- 3 日ごろの交通に不便

\そこで本市では/
狭い道路を広げて
安心して暮らせるまちづくりを進めています

狭い道路拡幅整備

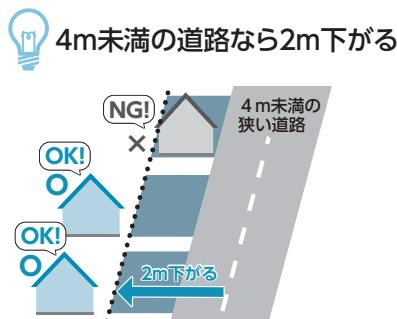
建築主や土地所有者から、後退した部分（後退用地）を寄付または貸借していただき、市が整備して道路を広げています。

こんな場合どうなる？ みんなのギモン

Q 狹い道路の前には家を建てられないの？

建築基準法により、建物を建てるには、幅4m以上の道路に接している必要があります。

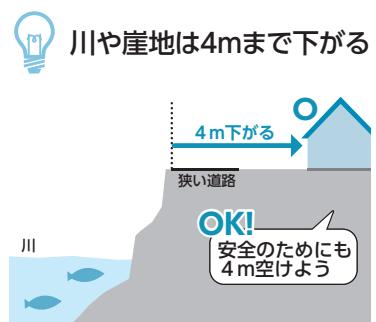
ただし、4m未満の道路でも、道路の中心線から2m後退すれば建築ができます（※1～3）。



Q 川沿いや崖地の土地ではどうなるの？

幅4m未満の道路で、片側が川や崖地などの場合は、道路を含めて4mまで後退する必要があります（※1～3）。

4m未満の道路に接した敷地に建築計画のある人は、建築指導課へご相談ください。



Q 狹い道路沿いに土地を所有しています。道路を広げられるように協力したいです。

報奨金などの特典があります

■後退用地を寄付していただいた場合

- ▼測量・分筆に掛かった費用に、助成金を交付します。
- ▼すみ切り用地を寄付していただいた場合は、報奨金を交付します（1haあたり市街化区域は3万円、市街化調整区域は2万円）。
- ※寄付要件がありますので、ご相談ください。

■後退用地の使用に同意していただいた場合

- ▼市で整備後、後退用地の固定資産税、都市計画税を免除します。

すみ切り用地寄付には報奨金も

